

学 校 と 国 籍

佐野 通夫

はじめに

昨年(1981年)来、教員採用試験における国籍条項の問題が社会的に注目されている。具体的には、1981年4月、磁賀、東京において韓国・朝鮮籍の教員が採用されたことが新聞等で報ぜられたところ、7月には、新たに13県が教員採用試験の要項に外国籍の者を排除する国籍条項を明記したことが報ぜられた。また、一昨年(1980年)来、国籍条項撤廃のための交渉がなされていた受知県及び名古屋市において、同条項によって7名が受験を拒否され、そのうちの2人の韓国・朝鮮籍青年が受験のための仮処分を申請し、門前払いに会うという事態が起った⁽¹⁾。

その後本年(1982年)5月、愛知県及び名古屋市においては国籍条項がはずされた一方で、文部省が都道府県・政令指定都市教育委員会の人事担当課長会議において教員採用において外国籍者を排除するよう指導を行なったことが報ぜられ、多くの批判やアピールが上がっている⁽²⁾。

他方、82年8月「国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」が成立した。この他、中高段階の英語指導のための外国人教員の招聘という形もある⁽³⁾。

これらの動きは何ら矛盾するものでもなく、また「教育の国際化」などの概念で括れないことは明らかである。そこには帰化せずに外国籍を保つ定住外国人、特に在日朝鮮人、台湾人排除の姿勢と、他方日本の国際経済戦略に即応した「国際化」、すなわち新植民地主義と脱亜入欧の姿勢が明らかである。

本論文においては従来「国籍」という形に抽象化され、その陰に隠されてしまった民族の問題を、在日朝鮮人の「国籍」と教育の問題を通して考察したい。

長期在留外国人数は、法務省による1980年6年末推計で77万6000人、そのうち韓国・朝鮮籍が66万4000人で85.6%、中国籍が5万500人で6.5%となっている⁽⁴⁾。この在日韓国・朝鮮籍者中約12万人程度が学齡に相当すると考えられている。これらの子どもたちの在学形態

が、朝鮮人学校、韓国学園、日本のその他の学校⁽⁵⁾と分かれ、子どもたちが引き裂かれていることは、既に小沢有作の指摘する通りである⁽⁶⁾。しかし教育の面で在日朝鮮人の子どもたちを考えるとときには、この3分類と対応しつつ、若干違った3分類も同時に考えなければならない。すなわち、日本籍、朝鮮籍、韓国籍の問題である⁽⁷⁾。単に「国籍」のみが問題とされるとき、日本国籍の中の民族性が忘れられてしまう。在日朝鮮人の子どもたちは韓国・朝鮮籍の12万人だけではないのである。

冒頭に述べた教員採用試験の国籍条項に関して、その問題性は、児童・生徒の側では実際に韓国・朝鮮籍を含めた在日朝鮮人の子どもたちが公立学校に在学しているというその実態から、明らかに指摘することができる。

と同時に本来教育に存すべき民族性が国籍に置き代えられて排除されている危険性を見なければならない。逆にいうならば日本国籍を保持しているものは、すべて「同化」してしまったとみなされているのである。言うまでもないことであるが、日本国籍保持者は日本民族だけでない。アイヌ民族しかり、そして朝鮮民族その他の存することを否定してはならない。

以下、時代を追って在日朝鮮人子弟の負った教育課題と国籍の関係を振り返り、改めて現在の問題を考えてみたい。

I 日本の敗戦までの在日朝鮮人の子どもたち

周知のように在日朝鮮人の渡日の歴史は、日本の朝鮮支配と密接に結びついている。日本が朝鮮を植民地化する1910年前には在日朝鮮人数は留学生を中心とした790人程度のものであった。この数が日本の敗戦の年、1945年には210万人に上る⁽⁸⁾。日本の朝鮮支配の36年間に在日朝鮮人の構成も変わってきた。日本における低賃金労働力の調整弁として民族差別賃金の下、劣位な環境下の肉体労働に従事するものが増え、また日本において世帯を持つものも増えてきた。ここで在日朝鮮人の子どもたちの教育という問題に日本の学校が直面するようになったのである。この当時、朝鮮人は「帝国臣民」であるとされながら、日本の戸籍法とは異なる朝鮮戸籍令の適用下にあった。日本により国家の独立を奪われてい

学校と国籍

たので、日本人と別個の「国籍」という概念は成立しえなかったが、そこにはそれに代わる「朝鮮戸籍」概念が存在していた。

これに対応する教育制度はどうなっていたであろうか。朝鮮においては朝鮮総督が全権力を握り、朝鮮教育令という形でその教育制度を定めていた⁽⁹⁾。その教育は朝鮮人の民族性を消し去り、日本の意図に従う朝鮮人を作り出そうとするものであった。しかしこれは属地法であって朝鮮総督の権力の及ばない日本国内においては日本の学校法令に委ねられることになっていた。

田中勝文は、1930年10月の文部省普通学務局回答により在日朝鮮人子弟の教育の義務が明示され、それ以前は義務教育とみなされなかったとしている。そして義務の明示後もその通学者は1931年において18%、42年で64%にも満たなかった⁽¹⁰⁾。

ここでの日本人・朝鮮人の区分の指標が、日本の戸籍法の適用であったことはまちがいない⁽¹¹⁾。そしてこの当時、婚姻、養子縁組等を理由として日本戸籍に入籍した朝鮮人はごく僅かであり⁽¹²⁾、(それ故「内鮮結婚奨励策」等がとられた)、また日本戸籍への帰化ということもあり得なかった⁽¹³⁾から、ここでは戸籍上の日本人、朝鮮人の区分がほぼ民族的区分を示していたといえる。

この当時、在日朝鮮人の子どもたちにとって、教育上の主要な問題は、学校教育、あるいは広く読み書き算盤を習う場からの排除であったといえてよい。もちろん就学しえた者には同化のための教育がなされていたという問題も共に存する訳ではあるが、ただしそこで明確に「同化」が目指されたという点は、彼らが異なった者であることも明瞭だったことをも示している。彼らの両親は生活の必要により苦心して「へんな日本語」を習い、日本の風俗の下に暮らざるを得なかったとはいえ、朝鮮で育ち、故郷を知る者であった。その子どもたちも社会生活、あるいは家庭生活の場で日本語に上達することを必要としつつ、まだ母語として朝鮮語を習得することが可能であった。

Ⅱ 第二次世界戦争⁽¹⁴⁾後の在日朝鮮人

第二次世界戦争後、在日朝鮮人は「課税、食糧配給、農地収用、教育等の諸分野では『日本国民』として扱いつつ、外国人管理、参政権の分野では『外国人とみなす』」⁽¹⁵⁾ 施策がとられた。この日本政府の使宣主義的な国籍の取り扱い、かつ朝鮮人の在日の歴史に対する無反省は恕しがたいものであるが、現在に至るまで入管体制として継続しているものである。この間の「国籍」の扱いについての論究は他の論著⁽¹⁶⁾にゆずるとして、ここ

では東西対立構造を背景とした全く政治的弾圧に国籍の名が籍りられたことに注目したい。すなわち1948年の民族学校の弾圧である。

1945年8月、日本の敗戦の直後から同化か追放かの在日朝鮮人処遇の枠組は始まっていたといえよう。なによりもまず敗戦は決して日本の帝国主義的侵略戦争の「敗北」ではなく、「終戦」でしかなかった。日本政府は自らの植民地支配の結果たる在日朝鮮人、台湾人の帰還を保障しようとはしなかった。日本政府にとって朝鮮人の帰還はやっかいもの払いとして望ましいことではあったが、それは朝鮮人の犠牲によってなされなければならないことがなかった。個々の朝鮮人に対し何の補償もなされるものではなかった。故郷において生活基盤を破壊されたが故に来日した人々がどうしてまた日本で得たわずかばかりのものであろうとその生活基盤を捨てて帰国することができようか。またこれも日本の朝鮮支配に起因して、朝鮮においては南北からの米ソ両軍による分割占領という事態も生じていた。これら諸般の事情によって日本にとどまらざるを得なかった人々に対して、日本政府は次第に治安的観点による取締りを強めていった。そこでは「日本国籍を保持する」として外国人としての権利を制限しつつ、同時に外国人登録令の適用(1947年5月2日)、あるいは参政権の停止といった国民としての権利も制限するという二重の制限が加えられていた。ここにも「国籍」という語がそれ自体で実体的に意味を持つというより、いかに便宜的に使われ、かつ単に弾圧の口実、それもあまりにも矛盾に満ちた⁽¹⁷⁾ 口実として使われているかが明らかである。

教育の部面においては、1948年1月24日、「朝鮮人設立学校の取扱いについて」という文部省学校教育局長通ちょう⁽¹⁸⁾が出されている。これは1946年11月20日付総司会部発表(その内容は、日本に留まることを選んだ朝鮮人が日本の法令に従うべきことを明らかにしたものである。しかし国籍に関して干渉するものでないという立場をとっている)を根拠に、「学令に該当する者は、日本人同様、市町村立又は私立の小学校又は中学校に就学させなければならない。」

「私立の小学校又は中学校の設置は、(略)都道府県監督庁(知事)の認可を受けなければならない。」

「私立の小学校及び中学校には、教育基本法第八条(政治教育)のみならず設置廃止、教科書、教科内容等については、学校教育法における総則並びに小学校及び中学校に関する規定が適用される。」

とするものであった。

先に述べたようにここでは国籍自体についての論究は

避けるが、我々にとって明らかにしておかなければならないことは、ここで日本政府の主張通り在日朝鮮人に日本国籍が認められるとしても——もちろん、それは当事者には承服しがたいものであったが——そこに同時に朝鮮人という概念が明確に成立していることである。国籍の如何にかかわりなく、そこには別個の民族という概念が明らかに成立しているのであるから、当然に別個の教育が考えられなければならない。

ここにおいて形式上は法令の遵守云々の形をとりながら、その実体としては民族教育弾圧のみが意図されていたことに注目する必要がある。義務教育として教育が保障されることと、民族性を抑圧する教育のなされることは全く別個のことである。逆にまさに教育を要求することとして、国と地方公共団体の負担によって民族性を保障する教育を行なうことを要求することができるはずである⁽⁴⁰⁾。それがなされていなかったからこそ、朝鮮人自身の負担によって自主学校としてその営みがなされてきていたのである。

この通ちょうを受けて、同48年2月から3月にかけて各都道府県は朝鮮人学校閉鎖命令を発し、各地で朝鮮人の抗議行動に出会った。その弾圧のはげしさを象徴するのが同年4月から5月の「阪神教育事件」⁽²⁰⁾であり、占領下唯一の非常事態宣言が出され、一少年が射殺された。

この不合理な在日朝鮮人の教育抑圧は1949年9月の団体等規正令による在日本朝鮮人連盟の解散指定を経た、10月13日の「朝鮮人学校に対する措置について」と題する文部省管理局長、法務府特別審査局長共同通ちょう⁽²¹⁾及び11月1日の「公立学校における朝鮮語等の取扱について」(文部事務次官通ちょう)⁽²²⁾で徹底する。後者では「学習指導要領において教科が限定されているから、外国語として朝鮮語、朝鮮歴史等を教えることはできない。」(傍点引用者)と記している⁽²³⁾。

では、このようにして日本の法令の遵守としてその教育が保障されたはずの子どもたちはどうなったであろうか。1947年10月に5万2000人弱、49年5月に3万7000人いた朝鮮人学校児童、生徒数は、52年4月には1万7000人強に減じた。しかもその激減した子どもたちの少なくない部分是不就学となり、一部が日本の学校に吸収されたといわれる⁽²⁴⁾。朝鮮人学校閉鎖の根拠が日本人として日本人学校に就学せよという論理でありながら、決して個々の子どもを日本の学校に收容しようとするものではなかったことも見ておかねばならない。要は朝鮮人学校をつぶせばよかったのである。

またこの時、日本人の側には朝鮮人生徒の転入学をい

やがる気持ちもあった。そこで一部には公立学校としての朝鮮人学校が作られた。これは施設は従来の朝鮮人学校の施設を用いながら、校長等を日本人が占めることによって朝鮮人学校を統御しようとするものだった。ここではその教員構成はじめ朝鮮人の学校であることが全く考慮されていない⁽²⁵⁾。それでいて設備に関しては「どこかへんびな山奥の分教場だってこんなにひどくはないのではなかるるか」という状況なのである⁽²⁶⁾。

まさに話が逆なのである。日本国籍であろうとなかろうと、その住民として保障されるべき教育環境に関しては別異に劣等に処遇され、民族的に別異に保障されるべき教育内容に関してはその異なっていることが否定されているのである。

1952年サンフランシスコ講和条約発効に伴い、日本政府は「平和条約の発効に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」という法務府民事局長通達(通達438号)によって、「一律に(略)在日朝鮮人の日本国籍を喪失せしめ」た⁽²⁷⁾。

以後、教育に関しては、在日朝鮮人の子どもたちの在学は恩恵的な就学ということになり、つい最近まで次のような誓約書が書かされていた⁽²⁸⁾。

左記事項を厳守いたします。もし違反いたしましたときは、退学を命ぜられても異存ありません。

一. 日本国の法令や学校の規則に従います。

一. 他の児童に乱暴したり、迷惑をかけるような行為はいたしません。

一. 教科書、その他の学用品は必ず持たせます。

一. 給食費、その他学級で徴収される費用は完納いたします。

一. 学校に収容力の余裕がなくなったとき、在学をうち切られても異存を申しません。右誓約いたします。

しかし、これから後の施策は、在日朝鮮人を全く日本の学校から排除するというより、日本の学校の中で同化していこうとするものだった。そこで公立朝鮮人学校形態のように朝鮮人としての自覚が高まらざるを得ないものは切り捨てられていった。これらの学校が朝鮮人の努力によって再び自主学校として維持されていくと、1966年から68年の「学校教育法一部改正法案」「外国人学校法案」という形で弾圧が企図された⁽²⁹⁾。

尚、この間1965年には日韓基本条約が調印され、それに伴う在日韓国国民の法的地位協定によって、日本国政府は在日韓国国民の日本国における教育に「妥当な考慮を払うもの」となった(第4条)。しかしその内容は合意議事録によって、

「日本国政府は、法令に従い、協定第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民が、日本国の公の小学校又は中学校へ入学することを希望する場合には、その入学が認められるよう必要と認める措置を執り、及び日本国の中学校を卒業した場合には、日本国の上級学校への入学資格を認める。」

と今までの施策を追認するにとどまっている。

Ⅲ 同化の基本枠組の中での国籍

以上、概観してきたように日本政府の在日朝鮮人教育に対する施策は、その日本政府の与える国籍規定にかかわらず、常にその同化を志向するものであった。国籍の働きとして同化があるのではなく、同化政策の手段として国籍が使宜的に用いられてきた訳である。朝鮮人としての自覚を高めることを排除する方向に常に政策がとられていることに注意しなければならない。今日の教員採用国籍条項問題もまさに在日朝鮮人青年が自分の朝鮮人としての生き方、歩んできた生活を問い返し、学校にいる子どもたちのことを考えるようになった中で起こった事件である。またそのことを示しているのが採用された者もなるべく在日朝鮮人の子どもたちのいない学校へ配属させられているという事態であろう。

そもそも国籍の故をもって何が定まるだろうか。以上見てきたように、その機能は決して一義的には決まらない。日本国籍を「保有している」からといって日本政府によって教育が保障されるものではなかった。日本国籍が「失くなった」からといって民族教育の権利が守られた訳でもなかった。

ましてある人物が如何なる国籍を保有するかは決して一義的に決定されるものではない。日本に居住する大多数の日本国籍者にとっては国籍は明白なもののようにあっても、例えば一度国外に赴き、生地主義の国籍法を持つ国において子どもを出生したならば、その子の二重国籍保有に直面する。日本国内で外国人と結婚した場合、相手方の国籍法によってはその国の国籍を取得する⁽³⁰⁾。その子の国籍は日本国籍を保有する親が父親であるか、母親であるかによって異なってくる。あるいは父母が婚姻届を出すか否かによっても異なってくる。加えて日本に住む外国人のうちの圧倒的多数を占める朝鮮人との婚姻の場合、日本政府が朝鮮民主主義人民共和国の国籍法を認めていないため、父母の合意によってその国籍を選択しうるとする同法の規定（第5条）によって同国国籍を取得したとする本人及び周囲の意思と日本政府の扱いが異なることもある。

同一人が歴史の流れの中で日本国籍となり、また朝鮮籍、さらには韓国籍となった事実もすでに見てきた。あるいはそのようにして韓国・朝鮮籍とされた人間が再び日本国籍を取得することもある。いわゆる「帰化」である。金英達^{キムヨンダ}によれば講和条約発効後の1952年から79年に至る原国籍朝鮮の帰化許可者数は合計9万6468人に上るという⁽³¹⁾。

このようにして一般に在日韓国・朝鮮人66万人といわれるが、それは韓国・朝鮮籍者数であり、朝鮮民族の血をひく者の総数は100万人とも言われている⁽³²⁾。在日朝鮮人社会では国籍は民族の3分の2しか表示していない訳である。

Ⅳ 教育における民族性

再び公立学校教員の国籍条項の問題に戻って考えてみたい。

私立学校教員、及び東京、大阪、三重などいくつかの都府県市における公立学校教員としての採用にもかかわらず、国籍条項を設けた県市の外国籍者排除の論理は、教員が公務員であり「公権力の行使又は国家意思の形成への参画」にたずさわるからというものである。そもそも上の基準により大部分の公務員の資格から外国人を除外することの問題点もすでに指摘されている⁽³³⁾。

ここではその裏にある「高校までの教育は、学問研究を主とする大学教育と違って国民形成教育ですから、ナショナリスティックな性格を否定できない。だから、この教育を外人傭兵部隊に任すことはできない。国益保護という建前から、あくまで日本人がやるべき仕事です」（ある文部省の役人の「個人的感想」）⁽³⁴⁾という論に対応しつつ、我々が学校教育をいかにとり戻していくべきかを問うていきたい。ただし、この発言が定住外国人、特に朝鮮人を排除しつつ、外国語指導の名の下に傭兵部隊を招聘しつつある状況の下でなされていることは改めて注意しておきたい。

70年代後半になり、養護学校義務制度化に端的に示される差別・選別の教育体制に対し、「共生＝共育」という言葉を対置し、「どの子ども地域の学校へ」という主張が現われている⁽³⁵⁾。ある基準によって子どもたちを選別してゆく過程は、同時にその一つの基準という価値体系の子どもたちへの押しつけである。明治以来の日本の学校教育は、アイヌの文化の破壊であり、地方語の破壊ないしは劣等視であり、「国語」の通じる兵隊造りであった。それは日本内における朝鮮内におけるを問わず朝鮮人にも強要されていたことは前述の通りであるし、また第二次世界戦争後の在日朝鮮人教育においても常に

同化が強要されてきたことも既に見てきた。

今改めて一つの基準を子どもたちに押しつけていくことが、いかにその子どもたちを傷つけ痛めつけてきたかを問うべきである。地域で共に生き、共に育とうとするならば、そこに生きる者の生活、そして生き様が反映されていなければならない。学校へ行ったがために親子、祖父母と孫の間で言葉が通じなくなるということはあってはならない。しかしこの言葉を奪い、民族性を奪い、名前すら奪ってきたのが日本の学校であった。このような関係を今、打ち破らねばならない。その地域に生きる人々が共に生きていくことのできる関係を作ること、それがすなわち民族性の重視であり、かつ互の民族性の尊重であろう。このとき問題になるのは国籍ではなく、まさに民族である。国籍という他者によって定められた処遇によってではなく、まさに各人の親、父祖がいかなる文化を担ってきたか、いかなる状況におかれ生きてきたかが学ばねばならない。そしてまた、地域に諸国籍を持った者が住んでいるのであるから、学校はそれらの者をも含み、かつ、互に尊重するものとなっていかなければならない。

その国籍に関わりなく民族の保障された社会とは、例えば現在は在日朝鮮人子弟が奪われた母国語をとり戻すとして朝鮮語を学んでいるわけであるが、それが日本の社会の中で朝鮮語が一つの認められた位置を占めるようになり母語として学び得る社会になることであろう。もちろん、そこでは朝鮮語を話し学ぶ者は国籍の如何によるのではなく、その民族的流れによるものとなり、かつ、互に排他的になるのではなく、互に学び得るものとならねばならない。教員採用試験を外国籍の者が受験するようになったことは、学校の中にその社会を反映した国籍の面での多様さをもたらすものとして貴重なことである。そして同時に、今まで国籍の多様さがなくとも既に民族の多様さがあったことを確認しておきたい⁽³⁶⁾。

付. 国公立大学の外国人教員任用特別措置法について

1982年8月20日議員立法として成立し、9月1日公布施行された「国立又は公立の大学における外国人教員任用等に関する特別措置法」についても言及しておきたい。

同法は第1条において、

「この法律は、国立又は公立の大学において外国人を教授等に任用することができることとするにより、大学等における教育及び研究の進展を図るとともに、学術の国際交流の推進に資することを目的とする。」(傍点筆者)と記し、この法律によって始めて外国人教員の任

用が可能であるかの印象を与え、また任期制が導入されるなど(第2条3項)、「人材を広く国籍のいかにかわらわず受け入れる方途を拡充し」と記した79年法案よりもさらに問題を含むものとなっている⁽³⁷⁾。

そもそも問題は、国際公募などという方向でのみこの問題をとらえ⁽³⁸⁾、「外国人を国立大学教員に採用はできるが、教授会への出席はできないということのようである」⁽³⁹⁾などと文部省の強弁をうのみにし、この論理が真にその排除をねらっている、自分の隣りにいる、あるいは自分の教える学生の中にもいる在日朝鮮人の姿が見えない大学教員の思考の構造にこそあると言えよう⁽⁴⁰⁾。

そしてこの姿勢は大学における朝鮮語、朝鮮史等のカリキュラムの欠如、入学時における朝鮮人学校、韓国学園等出身者の排除として、あるいはさらに広く大学学部段階における留学生の(入学試験等を通じた)事実上の排除として表われているといえよう。

注

- (1) 愛知・在日朝鮮人生徒の教育を考える懇談会編『教員採用と国籍条項』, 1981, 追補, 1982, 等参照。
- (2) 同会, 「公立学校教員採用における国籍要件に関する文部省『指導』の排除について(申立)」, 1982年7月15日, 等参照。
- (3) 「特集 国際化時代の教育」『教育委員会月報』第355号, 1980. 3, 「教育・学術・文化における国際交流」(中央教育審議会答申), 1975。
- (4) 法務省入国管理局『出入国管理の回顧と展望(昭和55年度版)』, 1981, p. 119。
- (5) 本来, 単に「日本の学校」と記すのはふさわしくないと考える。朝鮮人学校, 韓国学園を含めた三者がいずれも日本に存することを主要な性格づけの要因としていることから, 単に「日本の学校」と記したのでは限定されていない。また「日本人学校」と記すことは, その設立のあり様から, 設置者の一番ねらっていることであっても, 現在朝鮮人も共に在学し, かつ日本人よりも多く在学する学校も存する実態から適しない。同様に国公立学校を含むことから「日本の公立学校」とも記し得ない。しかしながら, 以下とりあえずこの意味で「日本の学校」と記すことがある。
- (6) 小沢有作「在日朝鮮人教育実践論・序説」東京都立大学人文学部『人文学報』第150号, 1981。
- (7) 朝鮮籍, 韓国籍をめぐる日本政府の扱いは当初の日本国籍を有するとされた時期の一律に「朝鮮」をもって朝鮮半島出身を示す記号とする態度から, 「韓国」

- 「朝鮮」「いずれを用いるかによって取扱いを異にすることはない」という時期を経て、65年に「韓国」は国籍で「朝鮮」は用語であるという一方的な措置をとることとなった。本人の主体的意識とは別に日本政府が決して朝鮮民主主義人民共和国国籍を認めているのではないことは注意する必要がある。また入管統計等においても「韓国・朝鮮人」と一括されて外部に示されることがほとんどである。詳しくは次のものを参照。大沼保昭「在日朝鮮人の法的地位に関する一考察」『法学協会雑誌』第96巻3号, 1979, pp. 282-283, 第97巻2号, 1980, pp. 226-231 (以下、「考察」とし、巻号のみで引用)。
- (8) 佐藤勝巳編『在日朝鮮人』同成社, 1974, p. 16.
- (9) 但し、朝鮮教育令の制定までには1年間の時間的空白がある。
拙稿「植民地朝鮮における日本の教育政策」『東京大学教育学部紀要』第21巻1981, 参照。
- (10) 田中勝文「戦前における在日朝鮮人子弟の教育」『愛知県立大学文部部論集』第18号, 1967.
- (11) 同様に、朝鮮内において教育令の上では「国語を常用する者」「しない者」という名称によって区分していても、統計上はやはり戸籍をもって「内地人」「朝鮮人」という区別がなされている。
- (12) 1926年から39年の14年間に1516人(法務研修所編『在日朝鮮人処遇の推移と現状』, 1955, p. 249).
- (13) 1944年12月には閣議において在日朝鮮人移籍が言及されている(同上, p. 49).
- (14) 「世界戦争」という語について,
岩松繁俊『反核と戦争責任』三一書房, 1982.
- (15) 大沼「考察」第97巻2号, p. 245-6.
- (16) 同上論文, 及び同論文引用の諸文献参照。
- (17) 大沼保昭「出入国管理法制の成立過程」『国際法学の再構築・下』東京大学出版会, 1978, p. 285以下.
- (18) 大沼保昭「《資料と解説》出入国管理法制の成立過程」資料〔48〕『法律時報』50巻12号, 1978 (以下《資料》とし、同資料番号及び巻号のみで引用)。
- (19) 1948年の弾圧後の1949年5月衆議院本会議において「朝鮮人学校教育費国庫負担の請願」が採択されている(《資料》〔50〕, 50巻12号)。
- (20) この間の事情に関しては、次のものを参照。
金慶海, 梁永厚『在日朝鮮人の民族教育』神戸学生・青年センター出版部, 1982,
金慶海『在日朝鮮人民族教育の原点』田畑書店, 1979.
- (21) 《資料》〔67〕, 51巻5号。
- (22) 同上〔67-1〕, 同上巻号。
- (23) 告示形式による学習指導要領の法的拘束力が問題とされるより、さらに早い時期であることに注意(『教育判例百選』別冊ジェリリスト, No.41, 1973, p. 80).
- (24) 李 東準『日本にいる朝鮮の子ども』春秋社, 1956, pp. 93-95. 尚同書は、大阪においては朝鮮人指導者の誤まりによって朝鮮人学校がつぶされてしまったと批判している(p. 92).
- (25) 例えば、都立朝鮮人学校においては日本人教員3に朝鮮人教員(専任講師)1の割合(堀井 陟『朝鮮人学校の日本人教師』亜紀書房, 1974, p. 63他)。
- (26) 「朝鮮人学校リンチ事件」『週刊読売』1952年9月28日号, 同記事は講和条約に伴う国籍喪失論に基く朝鮮人学校切捨て、私立移管のための朝鮮人学校攻撃キャンペーンの一環をなすものであるが、その中でも設備の貧困は否定できない。但し、この貧しさの話がいわゆる「生活保護不正受給」キャンペーンに続けられていく問題も含んでいる。
- (27) 大沼「考察」第97巻2号, p. 257.
- (28) 日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会資料センター編集部『資料集Ⅳ 在日朝鮮人児童生徒の教育を考えるための資料』。
- (29) 民主主義科学者協会法律部会『いわゆる「外国人学校」法案の研究』, 1967, 等参照。
- (30) 例えば、日本人女性が韓国人男性と結婚した場合(大韓民国国籍法第3条)。
- (31) 金 英達『在日朝鮮人の帰化』, 1980, 付録。
- (32) 日本人の親をもつことによる日本国籍の取得は、その日本人である親が母の場合、父の届出をしないことによることになり、正確には把握しえない。
- (33) 大沼「考察」第97巻4号, pp. 495-497. 大沼は次の三点を挙げている。
1. 上の基準の根拠が明示されていない。
 2. 政府の見解における公務員の職務に対する非市民法的把握。
 3. 上の基準により外国人を一律に除外することは、(一)基準それ自体の観点からも、(二)排除される外国人についても、(三)制約の仕方についても、余りに包括的、抽象的であり、妥当性を欠く。
また、岡崎勝彦「外国人の法的地位に関する一考察」『法政論集』第75号, 1978, 参照。
- (34) 山崎幸雄『教員採用帰化条項』がさらけ出す日本人の排外意識『朝日ジャーナル』1980年8月29日号, p. 28.
- (35) 日本臨床心理学会編『戦後特殊教育 その構造と論理の批判 共生・共育の原理を求めて』社会評論社,

1980.

篠原睦治『「障害児」観再考—「教育=共育」試論』
明治図書, 1976, 他.

(36) すでに日本国籍でありつつ, 自らの民族的出自に
より通名(朝鮮名)を名のり働いている教員もいる
(尹昭子「^{ヨンチョジ}おおらかな私でありたい」『季刊 ちゃんそ
り』第6号, 1981).

(37) 1979年法案に関し,

大沼「考察」第97巻4号, p.532, 注(89), 及び引用

された諸文献, 参照.

(38) 青木 優「外国人教授法の成立を！」『朝日ジャーナル』1982年3月5日号.

(39) 綿貫譲治「私の国籍問題」『ジュリスト』No.681,
1979.

(40) 1980年における小樽商大, 佐賀大の在日朝鮮人任用拒否について,
「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会から日本学術会議への要望書」『アジアの友』第199号, 1982. 2, 参照.